

H A C C P 企 画 推 進 室

1. HACCPの普及推進

従前の経緯

- 食品流通の広域化・複雑化が進む中で、我が国における食品等事業者の確実な衛生管理や食中毒の未然防止のためには、HACCPによる工程管理の普及は必須のものである。
- 我が国においては、これまでもHACCPに基づく衛生管理として総合衛生管理製造過程承認制度を食品衛生法に位置付け、その普及を図ってきたが、中小事業者が大半を占める食品事業者全体におけるHACCPの導入率は依然として低いままである。
また、輸入食品の安全対策として、対日輸出国に対してHACCP導入を求めていくためにも国内におけるHACCPの制度化が前提となる。
さらに、農林水産物・食品の輸出を増加させていく上でも、衛生管理の国際的な標準となっているHACCPの導入は輸出に必須となりつつある。
- そのような状況の中で、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」では、日本の農林水産物・食品の輸出促進を掲げ、日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCPシステムの普及を図ることとされており、HACCPの普及が重要な課題となっている。
- 厚生労働省では、食品製造における衛生管理について、HACCPによる工程管理を普及推進する施策等について検討するため、平成25年9月に「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」を立ち上げ、学識経験者、消費者団体、業界団体（製造、流通）、自治体等を構成員として議論を進め、同年12月には今後の施策の方向性を示した「中間取りまとめ」を公表した。
- 中間取りまとめを踏まえ、平成26年5月にコーデックスが示すHACCPによる衛生管理を規定するため、食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）を改正し、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。各都道府県等には、平成27年3月末までに関係条例を改正することを要請している。また、食肉・食鳥肉については平成26年4月に施行規則を改正し、平成27年4月1日より施行する予定である。
- 当該ガイドラインにHACCPによる衛生管理を設定したことから、今後のそれぞれの食品等事業者への導入支援のために、各都道府県とにおける関係条例改正前のHACCP導

入状況を把握するため、HACCP導入状況調査を実施した。

- また、中小規模の食品等事業者がHACCPの導入に取り組みやすいよう動画や具体的な管理の例示として8品目の手引書及びを作成し、ホームページにおいて公表するとともに、動画については、業務に活用いただくため都道府県等に配布した。
- 平成27年1月1日には、関係省庁・関係機関と協力しつつ、我が国におけるHACCPによる工程管理を一層推進するため、厚生労働省（医薬食品局食品安全部監視安全課）にHACCP企画推進室を新たに新設した。

今後の取組

- HACCPの普及を強力に進めるため、引き続き「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」を開催し、更なる普及方策について議論しているところであり、これに基づき、必要な普及方策を講じていく方針である。
- 今後とも、都道府県等の食品衛生監視員等を対象としたHACCPに関する研修等を実施するとともに、食品等事業者や消費者のHACCPへの理解を深めるため、リスクコミュニケーション等に取り組む。
- 都道府県等を通じHACCP導入状況調査を実施することにより、継続的にHACCP導入率を把握する。
- 平成27年度には、先進的にHACCP導入促進に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の関係団体等と連携し、HACCPを導入しようとする食品等事業者に対して導入支援を実施し、事業者がHACCPを導入するまでの過程を報告書にまとめ、資料として全国に共有するという「地域連携HACCP導入実証事業」を予算事業として実施する予定である。

都道府県等に対する要請

- 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の改正を踏まえた関係条例の改正を本年3月末までをお願いしている。既に条例改正がなされている自治体もあるが、各自治体において改正手続きを進めていただき、食品等事業者に対してHACCPの普及を進めるようお願いする。

- また、厚生労働省においては、食品衛生監視員等を対象とした研修等を実施しているところであるが、それらを踏まえ、食品等事業者に対して適切な指導・助言を積極的に実施するようお願いする。
- 「地域連携HACCP導入実証事業」に参加する都道府県等におかれては、当該事業において作成される資料を基に、今後、食品衛生監視員がHACCP導入について指導・助言する際の参考資料を作成する予定であることから、HACCP導入過程の状況等の報告書については、期日までに必ず提出いただくようお願いする。
- さらに、HACCPを導入している施設数等については、今後、継続的に調査を実施し、必要に応じて公表する予定であることから、貴管内の食品等事業者におけるHACCP導入状況について、把握するようお願いする。

HACCP普及推進のための取組①

「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」の中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」①

HACCPの段階的な導入を図る観点から、コーデックスのHACCPガイドラインに基づくHACCPによる衛生管理を設定するため、食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が条例で規定する場合の技術的助言として示している管理運営基準のガイドラインを改正し、食品衛生法第50条第2項に基づく従来の衛生管理と選択できることとすべきである。

対応①

○「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」の改正

平成26年5月、食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置(基準)を条例で定める場合の技術的助言として、厚生労働省が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を改正し、HACCPの原則に則した基準を設定。食品等事業者は、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。各自治体に対して、平成27年3月末までに条例改正を依頼。各自治体において改正手続きを進めるとともに、食品等事業者に対して適切な指導・助言を行い、HACCPの普及を推進するようお願いする。

○調査

- ・平成26年10月9日：都道府県等に対し、HACCPに関する条例改正の進捗状況について調査を実施(10月30日結果を周知)
- ・平成27年1月21日：HACCPに関する条例改正の進捗状況について調査を実施(結果集計中)
- ・平成26年12月8日：平成26年度HACCP導入状況調査の実施(実施期日：平成26年12月31日現在)

Ministry of Health, Labour and Welfare

HACCP普及推進のための取組②

「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」の中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」②

食肉及び食鳥肉の処理段階についても同様に、HACCP導入型基準を設定することについて、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく関係規定の見直しについて、関係者の意見を聴きながら検討すべきである。

対応②

○関係省令の改正

平成26年4月、と畜場及び食鳥処理場においても、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則を改正し、従来の衛生管理とHACCPによる衛生管理のいずれかにより衛生管理を実施できることとした。(平成26年厚生労働省令第59号：平成27年4月1日施行)

○研修会の実施

- ・平成26年10月、平成27年1月：都道府県等のと畜検査員及び食鳥検査員を対象としたHACCPに関する研修会を実施。
- ・全国食肉衛生検査所協議会ブロック会議、業界団体主催の会議等でHACCP推進の必要性を説明。

Ministry of Health, Labour and Welfare

HACCP普及推進のための取組③

「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」の中間とりまとめで示された「今後の施策の方向性」③

HACCP導入型基準に基づく衛生管理を行う事業者に対する導入支援として、国において、具体的な例示を作成し、導入を強力に促進すべきである。



対応③

○ 事業者がHACCPに取り組むための参考となるよう以下を作成

- ・ 8種類※の食品について具体的な例示(手引書)を作成
 - ※ 清涼飲料水、乳・乳製品、食肉製品、水産加工品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、大量調理施設、と畜場・食肉処理、食鳥処理・食鳥肉処理
- ・ HACCP導入のための動画を作成(魚肉ねり製品がモデル)
- ・ HACCP導入のための手引書及び動画を厚生労働省ホームページに公表(誰でも閲覧、印刷等可能)

○ 研修会の実施

- ・ 自治体の食品衛生監視員や事業者に対するHACCPに関する各種研修会等の実施
- ・ 8ブロックごとのHACCP研修会の開催
- ・ リスクコミュニケーション(HACCPに関する説明会)を開催(平成27年2月24日東京、26日大阪)

「HACCP企画推進室」の設置について

目的

○ HACCP(ハザップ: Hazard Analysis and Critical Control Point)は、原材料の受入れから最終製品の出荷までの全ての工程における潜在的な危害要因を予め分析(危害要因分析)した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録する食品の工程管理手法であり、確実な安全管理が可能となるものとして、コーデックス委員会(※)が推奨する国際標準となっている。

(※)国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間組織

○ 我が国における食品等事業者の確実かつ効率的な衛生管理等を可能にするためには、HACCPによる工程管理の普及は必須となっている。また、輸入食品の安全対策として、対日輸出国に対してHACCPによる衛生管理を求めていくためにも国内におけるHACCPの普及・制度化が前提となっている。さらに、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、海外の安全基準に対応するHACCPの普及を図ることが重要な課題とされている。

○ このような状況を踏まえ、関係省庁・関係機関と協力しつつ、我が国におけるHACCPによる工程管理を一層推進するため、HACCPの企画推進に関する組織を新設する。

組織

○ 医薬食品局食品安全部監視安全課に、「HACCP企画推進室」を設置する。

○ 「HACCP企画推進室」は、室長のほか、食品安全部関係課の室員をもって構成し、我が国におけるHACCPの企画推進に関する具体的な取組を検討・実施する。

設置

○ 平成27年1月1日設置

2 輸出食品対策

従前の経緯

- 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」（平成25年6月14日閣議決定）において、食品の輸出促進が政府全体の施策として掲げられており、我が国の農林水産物・食品の輸出のための体制整備が求められている。
- 従前より、地域振興を図る観点から農林水産部局の主導で行われている食品の輸出については、厚生労働省においては農林水産省と連携しつつ、必要に応じて相手国との間で輸出のための衛生要件及び手続を取り決めている。これに基づき、必要に応じて都道府県等の食品衛生担当部局においては、施設の認定、衛生証明書の発給等の業務を実施している。
- その一方、輸出先国においても、頻繁に新たな食品安全規制の導入や改正が行われていることから、今後も円滑な輸出のための適切な対応が必要となる。
- この流れを受け、厚生労働省においては、平成25年6月から、国内で製造され、問題なく流通している食品であることを証明するいわゆる「自由販売証明書（Certificate of free sale）」の発行を地方厚生局において開始した。
- さらに、「日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－」（平成26年6月）においてEUへ水産食品を輸出する際のHACCP認証手続きの更なる迅速化や、我が国で広く使用されている食品添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）や日本産畜肉エキスが含まれる食品の欧米への輸出が可能となるよう、相手国との協議への協力等が求められている。
- 牛肉については、昨年メキシコ、ベトナム、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア及びロシアについて、二国間協議により輸出条件に合意し、その取扱いに関する要綱を定めた。シンガポール、香港と協議の上、月齢制限の撤廃等を行った。また、EUについては、3施設が輸出施設として認定され、昨年6月より輸出を開始した。
- その他の畜産品では、中国向け乳及び乳製品、マカオ向け豚肉、ベトナム向け食鳥肉については平成22年より都道府県等が発行した衛生証明書の添付が必要となったため、

手続について通知した。なお香港向け殻付き食鳥卵については平成23年より都道府県等の衛生部局において施設登録を行い、動物検疫所において衛生証明書を発行している。

注) 中国向け乳及び乳製品については、現時点では輸出証明書の合意に至っていないため輸出不可。

○ 水産食品については、EU、ニュージーランド（二枚貝に限る）、スイス及びノルウェーについては、都道府県等において施設の認定及び衛生証明書の発行、米国については施設の認定を行っている。中国については、従前、登録検査機関において実施していた施設登録及び衛生証明書の発行を変更し、平成26年1月より厚生労働省による施設登録、都道府県等又は地方厚生局による衛生証明書の発行に変更した。また、ベトナム及びマレーシア（エビ及びその加工品（乾燥又は調味されたものを除く）に限る）については、都道府県等において衛生証明書の発行を行っている。なお、ブラジル、ロシア、ウクライナ、ナイジェリア及び韓国（冷凍魚介頭及び冷凍魚類内臓に限る。）への輸出については、登録検査機関又は地方厚生局による施設登録及び衛生証明書の発行が必要である。

○ 平成23年3月に発生した原子力発電所事故を受け、日本から輸出される食品等については、一部緩和されたものの、引き続き原産地証明書、放射性物質の検査結果等を要求される場合が多く、農林水産省、農林水産部局が中心となり対応しており、輸出再開に向け協議が継続されている。

詳細については、農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html) を確認願いたい。

今後の取組

○ 食肉の輸出については、口蹄疫の清浄国認定、無視できるBSEリスクの国認定を背景とし、農林水産省が中心となって、オーストラリアや台湾等諸外国に対して輸出解禁要請が行われている。また、牛肉以外の畜産物についても、輸出解禁に向けた協議を進めていく。二国間協議の結果、相手国から食肉衛生要件が求められた場合には、輸出に係る手続きを定めた要領等を作成し、通知する。

○ 今後とも、輸出先国の法令等について情報収集を行い、輸出手続の実施体制の確保について、必要に応じて自治体等と連携して対応する。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、関係制度の周知、取扱施設の認定、衛生証明書の発給など、食品の輸出に関する各種手続について、特段のご配慮をお願いする。

- 近年、主要水産県等の関係団体より、EU向け水産食品の輸出促進を図るため、水産食品製造等施設の認定手続の迅速化、指導事項の明確化について強い要望がある。また、「日本再興戦略改定2014－未来への挑戦」において、EUへ水産食品を輸出する際に必要となる製造施設のHACCP認証手続きの更なる迅速化が求められている。
各自治体においては、平成23年3月2日付け事務連絡「対米、対EU及び対ニュージーランド輸出水産食品に係る施設認定等について」に従い、関係者間で情報共有を行うとともに、施設等に対し認定に向けた事業者に分かりやすい指導・助言を行うよう対応方をお願いする。
なお、関係事業者を対象とした認定手続に関するマニュアルを、厚生労働省ホームページに掲載しており、今後も逐次、更新していく予定であるので活用願いたい。

- 食肉について、米国等、施設基準を輸出要件とする国9向けに施設の新設又は改修する場合にあっては、農政部局が主体となって対応している自治体が多いと伺っているが、後に衛生部局が監視指導するうえで問題とならないよう、衛生部局におかれても計画の段階から積極的に対応いただくようお願いする。当課又は管轄の地方厚生局より技術的助言を行うことも可能であるので、必要に応じてご相談ありたい。
また、今後、輸出解禁要請を行っている国が我が国の現地調査を実施する機会が増加すると考えられるため、必要に応じて対応いただくようお願いする。